

23生畜第1379号
平成23年8月31日

社団法人 日本家畜商協会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

福島県、宮城県、岩手県及び栃木県から県外に移動させる牛のと畜
出荷について（依頼）

- 1 福島県、宮城県、岩手県及び栃木県で飼養されている牛の出荷制限の指示については、平成23年8月19日及び25日付け原子力災害対策本部長指示により変更され、各県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、県外への移動及びと畜場への出荷ができることとなりました。
- 2 一方、出荷・検査方針に基づく検査を受けていない農家が飼養している牛を県外のと畜場へ出荷することは、依然として制限されており、12ヶ月齢未満の子牛もその対象となっています。（別添1）
- 3 つきましては、貴協会会員に対し、福島県、宮城県、岩手県及び栃木県から、牛を県外のと畜場に出荷する際には、その月齢にかかわらず、当該牛について出荷元の県の畜産担当課に県外でのと畜が可能かどうかを確認するとともに、当該牛の出荷予定日や個体識別番号が関係地方自治体に通知されたことを確認した上で牛を出荷するように周知をお願いします。
- 4 また、肥育を目的として12ヶ月齢未満の子牛を県外に移動させることは可能ですが、その場合において、
 - ① やむを得ず移動先での飼養期間が12カ月未満（別添2）の牛をと畜しようとする場合は、飼養先の都道府県の畜産担当課にと畜が可能かどうか確認するとともに、
 - ② 生体で転売しようとする場合も、①の内容を転売先に伝達するよう、併せて周知をお願いします。

(参照)

- 宮城県において飼養されている牛の県外への移動及びと畜場への出荷の制限に係る一部解除について

「HPアドレス」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ming.html>

- 福島県、岩手県及び栃木県において飼養されている牛の県外への移動及びと畜場への出荷の制限に係る一部解除について

「HPアドレス」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001n095.html>

(別添 1)

平成23年 8月25日
厚生労働省
農林水産省

福島県の牛の出荷再開について

- 1 福島県で飼養されている牛の出荷制限（平成23年7月19日付け原子力災害対策本部長指示）については、福島県からの申請を踏まえ、平成23年8月25日、放射性物質の検査を受け暫定規制値以下となった肉の販売など、出荷・検査方針に基づき管理される牛の出荷が再開されたところ。
- 2 福島県の出荷・検査方針の概要
 - (1) 適切な飼養管理の徹底
以下の措置について、福島県が責任を持って管理する。
 - ① 汚染稲わらについて、処分までの間、清浄な稲わらと明確に区分して管理し、管理状況について定期的に巡回し確認
 - ② 当該汚染稲わらについては、利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等の着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施
 - ③ 飼養状況確認検査の継続（3ヶ月ごと）
 - (2) 全頭検査
 - ① 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する農家や汚染稲わらを給与した牛の飼養農家等については、全頭検査を実施
 - ② 対象牛については原則自県内でと畜・検査。ただし、他県で全頭検査できる場合は県外出荷も可能
 - (3) 全戸検査
 - ① 全頭検査対象農家以外の農家は、初回出荷について自県内でと畜して1頭以上を検査
 - ② ①による検査結果がすべて50Bq/kg以下となった農家は、2回目以降は県外も含めと畜場への出荷が可能（3ヶ月間）
 - (4) 具体的な出荷計画の作成手続、検査手続、検査結果通知書の発行等

平成23年8月19日
厚生労働省
農林水産省

宮城県の牛の出荷再開について

1 宮城県で飼養されている牛の出荷制限（平成23年7月28日付け原子力災害対策本部長指示）については、宮城県からの申請を踏まえ、平成23年8月19日、放射性物質の検査を受け暫定規制値以下となった肉の販売など、出荷・検査方針に基づき管理される牛の出荷が再開されたところ。

2 宮城県の出荷・検査方針の概要

(1) 適切な飼養管理の徹底

以下の措置について、宮城県が責任を持って管理する。

- ① 汚染稲わらについて、処分までの間、清浄な稲わらと明確に区分して管理し、管理状況について定期的に巡回し確認
- ② 当該汚染稲わらについては、利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等の着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施
- ③ 飼養状況確認検査の継続（3ヶ月ごと）

(2) 全頭検査

- ① 汚染稲わらを給与した牛の飼養農家や汚染稲わらについての立入調査未実施農家等については、全頭検査を実施
- ② 対象牛については原則自県内だと畜・検査。ただし、他県で全頭検査できる場合は県外出荷も可能

(3) 全戸検査

- ① 全頭検査対象農家以外の農家は、初回出荷について自県内だと畜して1頭以上を検査
- ② ①による検査結果がすべて50Bq/kg以下となった農家は、2回目以降は県外も含めと畜場への出荷が可能（3ヶ月間）

(4) 具体的な出荷計画の作成手続、検査手続、検査結果通知書の発行等

平成23年8月25日
厚生労働省
農林水産省

岩手県の牛の出荷再開について

1 岩手県で飼養されている牛の出荷制限（平成23年8月1日付け原子力災害対策本部長指示）については、岩手県からの申請を踏まえ、平成23年8月25日、放射性物質の検査を受け暫定規制値以下となった肉の販売など、出荷・検査方針に基づき管理される牛の出荷が再開されたところ。

2 岩手県の出荷・検査方針の概要

(1) 適切な飼養管理の徹底

以下の措置について、岩手県が責任を持って管理する。

- ① 汚染稲わらについて、処分までの間、清浄な稲わらと明確に区分して管理し、管理状況について定期的に巡回し確認
- ② 当該汚染稲わらについては、利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等の着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施
- ③ 飼養状況確認検査の継続（3ヶ月ごと）

(2) 全頭検査

- ① 汚染稲わらを給与した牛の飼養農家や汚染稲わらについての立入調査未実施農家等については、全頭検査を実施
- ② 対象牛については原則自県内でと畜・検査。ただし、他県で全頭検査できる場合は県外出荷も可能

(3) 全戸検査

- ① 全頭検査対象農家以外の農家は、初回出荷について自県内でと畜して1頭以上を検査
- ② ①による検査結果がすべて50Bq/kg以下となった農家は、2回目以降は県外も含めと畜場への出荷が可能（3ヶ月間）

(4) 具体的な出荷計画の作成手続、検査手続、検査結果通知書の発行等

平成23年8月25日
厚生労働省
農林水産省

栃木県の牛の出荷再開について

- 1 栃木県で飼養されている牛の出荷制限（平成23年8月2日付け原子力災害対策本部長指示）については、栃木県からの申請を踏まえ、平成23年8月25日、放射性物質の検査を受け暫定規制値以下となった肉の販売など、出荷・検査方針に基づき管理される牛の出荷が再開されたところ。
- 2 栃木県の出荷・検査方針の概要
 - (1) 適切な飼養管理の徹底
以下の措置について、栃木県が責任を持って管理する。
 - ① 汚染稲わらについて、処分までの間、清浄な稲わらと明確に区分して管理し、管理状況について定期的に巡回し確認
 - ② 当該汚染稲わらについては、利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等の着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施
 - ③ 飼養状況確認検査の継続（3ヶ月ごと）
 - (2) 全頭検査
 - ① 汚染稲わらを給与した牛の飼養農家や汚染稲わらについての立入調査未実施農家等については、全頭検査を実施
 - ② 対象牛については原則自県内だと畜・検査。ただし、他県で全頭検査できる場合は県外出荷も可能
 - (3) 全戸検査
 - ① 全頭検査対象農家以外の農家は、初回出荷について自県内だと畜して1頭以上を検査
 - ② ①による検査結果がすべて50Bq/kg以下となった農家は、2回目以降は県外も含めと畜場への出荷が可能（3ヶ月間）
 - (4) 具体的な出荷計画の作成手続、検査手続、検査結果通知書の発行等

肉用子牛の購買者の皆様へ

★適切な飼養管理を実践しましょう★

飼料の暫定許容値を遵守し、適切な飼養管理を行えば、生産された肉や堆肥は問題なく利用できます。

暫定許容値 (300^μ クル/ kg) を下回る飼料を使いましょう。

そのために、

- ☆ 粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ・どこで・どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ☆ 配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

1. 畜産物への影響について

子牛には放射性セシウムを3,000^μ クル/kgまで含む粗飼料の給与が可能です。これらの子牛も、出荷まで300^μ クル/kg以下の飼料やきれいな水で**12ヶ月以上**飼養すれば、牛肉の暫定規制値(500^μ クル/kg)を下回ります。

2. 堆肥への影響について

肥育期間中、きれいな飼料や水で飼養すれば、そのふん尿から暫定許容値(400^μ クル/kg)を下回る堆肥を作れます。



連絡先

担当者

電話

福島県農林水産部畜産課

024-521-7365 (肉用牛家畜担当)
024-521-7364 (飼料環境担当)

東北生産経営流通部畜産課

齋藤、石橋

022-263-1111
(内4332、4432)

農林水産省生産局畜産部
畜産振興課草地整備推進室

相田、濱砂

03-3502-8111 (内4925)
03-6744-2399 (夜間直通)

畜産農家の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料や飼料用米等の国産飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認して下さい。飼料の生産地の放射性セシウムの状況については、各県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、原料管理も含め適切に製造・管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料給与その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

〔例外〕繁殖牛・育成牛等に給与される粗飼料で、

- ① 当該畜産農家が自給生産したもの
- ② 単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産されたもの

1キログラムあたり3,000ベクレル

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することが出来ます。
 - ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
 - ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

肉用子牛の購買者の皆様へ

★適切な飼養管理を実践しましょう★

飼料の暫定許容値を遵守し、適切な飼養管理を行えば、生産された肉や堆肥は問題なく利用できます。

暫定許容値（300 μ g/kg）を下回る飼料を使いましょう。

そのために、

- ☆ 粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ・どこで・どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ☆ 配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

1. 畜産物への影響について

子牛には放射性セシウムを3,000 μ g/kgまで含む粗飼料の給与が可能です。これらの子牛も、出荷まで300 μ g/kg以下の飼料やきれいな水で**12ヶ月以上**飼養すれば、牛肉の暫定規制値（500 μ g/kg）を下回ります。



2. 堆肥への影響について

肥育期間中、きれいな飼料や水で飼養すれば、そのふん尿から暫定許容値（400 μ g/kg）を下回る堆肥を作れます。



連絡先	担当者	電話
宮城県農林水産部畜産課	伊藤、曾根	022-211-2851
東北農政局生産経営流通部畜産課	齋藤、石橋	022-263-1111 (内4332、4432)
農林水産省生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室	相田、濱砂	03-3502-8111 (内4925) 03-6744-2399 (夜間直通)

肉用子牛の購買者の皆様へ

★適切な飼養管理を実践しましょう★

飼料の暫定許容値を遵守し、適切な飼養管理を行えば、生産された肉や堆肥は問題なく利用できます。

暫定許容値（300^ベクレル/kg）を下回る飼料を使いましょう。

そのために、

- ☆ 粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ・どこで・どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ☆ 配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

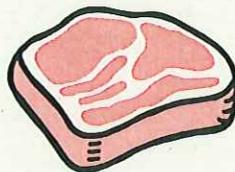
1. 畜産物への影響について

子牛には放射性セシウムを3,000^ベクレル/kgまで含む粗飼料の給与が可能です。これらの子牛も、出荷まで300^ベクレル/kg以下の飼料やきれいな水で**12ヶ月以上**飼養すれば、牛肉の暫定規制値（500^ベクレル/kg）を下回ります。



2. 堆肥への影響について

肥育期間中、きれいな飼料や水で飼養すれば、そのふん尿から暫定許容値（400^ベクレル/kg）を下回る堆肥を作れます。



連絡先	担当者	電話
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、濱砂	03-3502-8111（内4925） 03-6744-2399（夜間直通）
東北農政局生産経営流通部 畜産課	齋藤、石橋	022-263-1111 （内4332、4432）
岩手県農林水産部畜産課		019-629-5725

肉用子牛の購買者の皆様へ

★適切な飼養管理を実践しましょう★

飼料の暫定許容値を遵守し、適切な飼養管理を行えば、生産された肉や堆肥は問題なく利用できます。

暫定許容値（300^μ クル/㎏）を下回る飼料を使いましょう。

そのために、

- ☆ 粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつ・どこで・どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ☆ 配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

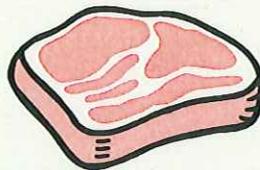
1. 畜産物への影響について

子牛には放射性セシウムを3,000^μ クル/㎏まで含む粗飼料の給与が可能です。これらの子牛も、出荷まで300^μ クル/㎏以下の飼料やきれいな水で**12ヶ月以上**飼養すれば、牛肉の暫定規制値（500^μ クル/㎏）を下回ります。



2. 堆肥への影響について

肥育期間中、きれいな飼料や水で飼養すれば、そのふん尿から暫定許容値（400^μ クル/㎏）を下回る堆肥を作れます。



連絡先	担当者	電話
栃木県農政部畜産振興課	生産流通担当 環境飼料担当	028-623-2346 028-623-2350
各農業振興事務所	経営普及部	
関東農政局生産経営流通部 畜産課	小田上 蛸名	048-740-0028 048-740-0413
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、濱砂	03-3502-8111（内4925） 03-6744-2399（夜間直通）